

令和 9 年度磐梯町職員（学芸員）（大学卒程度）採用候補者試験を次により行います。

令和 8 年 6 月 12 日

磐 梯 町

1. 試験職種及び採用予定人員

試験職種	一般事務（学芸員）
採用予定人員	若干名
採用予定年月日	令和 9 年 4 月 1 日

2. 受験資格 一般事務（学芸員）

大学又は大学院において考古学を専攻し、博物館法による学芸員の資格を有する者又は令和 9 年 3 月 31 日までに学芸員の資格を有する見込みのある者で、平成 3 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までに生まれたもの。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 磐梯町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験の方法

学芸員試験を次により行います。

(1) 第 1 次試験

①職務能力試験

論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題による、四肢択一式による筆記試験を行います。

基礎的な内容が出題されますので特別な対策は不要です。

②職務適応性検査

性格特性の面から、公務員としての適応性をみる検査を行います。

(2) 第 2 次試験

第 1 次試験合格者に対して、小論文及び個別面接による試験を行います。

4. 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、試験申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5. 試験の日時、場所及び発表

試験	日時	試験場	発表
第1次試験	令和8年8月30日(日) 受付 9:00～9:30 職務能力試験 10:00～11:00 職務適応性検査 11:15～11:35	磐梯町役場	受験者本人に通知します。
第2次試験	令和8年10月予定	磐梯町役場	同上

6. 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に登載され、成績順に町長が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期限は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、磐梯町の給料表によるが、この他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

7. 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、磐梯町役場で交付します。

郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に赤で「採用候補者試験申込用紙請求」と書いて、140円切手を貼った自分宛の返信封筒(角型2号)を必ず同封してください。

(2) 申込の方法

①申込用紙に必要事項を記入して、磐梯町役場に提出してください。

申込書を郵送する場合は110円切手を貼った自分宛の封筒を同封し、その表に赤で「採用候補者試験申込」と書いて、必ず簡易書留にて送付してください。

②受験票を受領したときは、最近6カ月以内に撮影した本人の写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4cm)1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。(受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。)

(3) 受付期間

令和8年6月24日(水)から同8月7日(金)まで(執務時間中に限ります。)

郵便による申込書提出の場合は、8月5日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。

8. 試験結果の開示

この試験の結果については、開示請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参のうえ、受験者本人が直接おいでください。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点・順位	合格者発表日 から1か月間	磐梯町役場 総務課
第2次試験	第2次試験受験者			

9. その他

(1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。

(2) この試験に関し不明な点は、磐梯町役場総務課に問い合わせてください。

郵便で問い合わせる場合は、110円切手を貼った自分宛の返信用封筒を必ず同封してください。